資料１

岡山県国民健康保険運営方針第２期（Ｒ３～５）における取組状況と評価

岡山県子ども・福祉部長寿社会課

第2期(R3～5)岡山県国民健康保険運営方針　各章の主な内容

県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定

策定の趣旨等

第１章 基本的事項

- ○　持続可能な国保制度となるよう制度を安定化
- ○　県と市町村が一体となって国保事業を共通認識で実施
- ○　市町村が引き続き担う事務の共同化、効率化の推進

対象期間：３年間
（令和３～５年度）
３年ごとに見直し

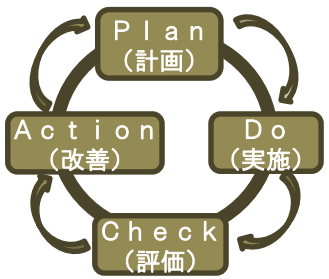

構成	概　　要
第２章　国民健康保険の財政運営の考え方	○被保険者数及び世帯数等の状況　○医療費の動向及び将来の見通し ○国保財政運営の現状　○赤字解消・削減取組及び目標年次
第３章　納付金及び標準保険料（税）の算定方法	○保険料(税)水準の統一　○納付金の算定方法(医療費水準の反映等) ⇒将来的に目指すこととし、今後課題等の整理、解決に向けた検討を行う。 ○激変緩和措置　○標準保険料(税)の算定方法 ⇒経過的な対応であることを踏まえ、将来的な終了に向けて段階的な縮小を図る。
第４章　保険料（税）徴収の適正な実施	○現状(収納率の推移等)　○収納対策
第５章　保険給付の適正な実施	○県による保険給付の点検　○レセプト点検の充実強化　○療養費の支給の適正化 ○第三者行為求償事務の取組強化 ⇒覚書に基づく損保代理店からの傷病届の作成・提出代行に対する県の働きかけの実施 ⇒交通事故に係る第三者直接求償事務に係る国保連への委託範囲の拡大の検討
第６章　医療費適正化の取組	⇒人生１００年時代を見据えた健康長寿社会の実現、保険者努力支援制度の拡充など、保険者の予防・健康づくりの推進が求められる背景を踏まえ、医療費適正化を積極的な推進を図る。 ○現状 ⇒保険者努力支援制度に合った現状分析（重症化予防、がん検診、歯科検診の追加記載） ○医療費適正化に向けた取組 ⇒ナッジ理論を活用した特定健診受診勧奨、重症化予防に係る人材育成の研修会・資材作成等の支援
第７章　事務の広域的・効率的な運営の推進	○保険者事務の共同実施　○県による審査支払機関への診療報酬の直接支払 ○市町村事務処理標準システムの導入促進 ⇒サーバー等と共同利用する県クラウドの構築による導入支援 ○オンライン資格確認及びマイナンバーカードの被保険者証利用について
第８章　保健医療・福祉サービス等施策との連携	○保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組 ⇒高齢者の保健事業と介護予防の取組の一体的実施
第９章　国保運営における必要な措置	○県国民健康保険運営方針等連携会議の設置　○県国民健康保険団体連合会との連携

第2期（R3～5）運営方針における取組状況と評価

1　取組の概要

（1）納付金及び標準保険料(税)率の算定方法

保険料（税）水準の統一について、市町村とのＷＧや勉強会等により検討を実施した。

（2）保険料（税）徴収の適正な実施

市町村において、口座振替の原則化など収納率向上に効果的な取組を実施するとともに、コンビニ収納やスマートフォン決済での納付を可能とするなど、収納対策の充実・強化に取り組んだ。

（3）保険給付の適正な実施

保険給付の実務が法令に従って確実に行われ、必要な保険給付が着実になされるよう、県、市町村等が連携して、第三者求償、診療報酬明細書（レセプト）点検など、保険給付の適正な実施を推進した。

（4）医療費適正化の取組

被保険者の負担軽減と安定的な財政運営のため、県、市町村等が連携して糖尿病性腎症重症化予防対策、特定健診・特定保健指導の実施率向上の取組など、医療費適正化対策の取組を推進した。

（5）事務の広域的及び効率的な運営の推進

国保連が実施する共同事業を推進するとともに、市町村事務処理標準システムの計画的な導入を支援した。

（6）保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を市町村で行ったほか、県と市町村等が連携して岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に基づく事業等を推進した。

２「保険給付の適正な実施」の主な取組

（1）県による保険給付の点検、事後調整

複数市町村を跨いだ視点での点検、関係法令違反又は不当に行われたおそれがあると認めた保険給付の再審査請求を実施した。

（2）レセプト点検の充実強化

県の医療給付専門指導員による実地の指導・助言を全市町村で実施するとともに、レセプト点検員意見交換会やレセプト点検業務推進会議を実施した。

（3）第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化

県と国保連での研修会実施や、傷病届の提出に向けた周知広報、早期提出に向けた通報制度の活用に取り組むとともに、関係機関からの情報提供体制構築に努めた。

３「医療費適正化の取組」の主な取組

（1）特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組

保険者協議会で受診勧奨のためのＷｅｂ広告、ポスター広告を作成するなど、普及啓発を実施するとともに、国保連で「ももの会」の協力を得て特定健診未受診者への電話勧奨等を実施した。

（2）生活習慣病対策に向けた取組

栄養委員研修会や愛育委員による訪問等により発症予防に努めるとともに、糖尿病と高血圧性疾患等の複数疾患を持つハイリスク者を抽出して受診勧奨を行う等、地域の医師会等とも連携して重症化予防を推進した。

（3）後発医薬品の使用促進に向けた取組

ジェネリックお願いカード付保険証ケース等の啓発グッズの配布やデジタル絵本による普及啓発等、県、市町村、国保連が連携して使用促進の取組を実施した。

４　主な指標に対する取組状況

主　な　指　標	Ｒ３	→	Ｒ５
市町村が支給決定した給付に関する再審査請求の実施（県）	１４件		２３件
適正体重維持についての普及啓発、栄養委員が行う減塩活動や声かけ運動などの支援	２５市町村	→	２５市町村
重症化予防（二次予防）の推進（医療受診必要者への適切な受診と治療継続の働きかけ）	２５市町村	→	２４市町村
独自のヘルスケアポイント制度の実施など被保険者の自主的な健康づくりを促す取組の実施	２２市町村	→	２２市町村
被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況に係る、地域の関係者との情報共有	２４市町村	→	２４市町村
高齢者の自立、健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援の実施	２２市町村	→	２５市町村
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	７市町村	→	１９市町村

５ 取組に対する評価

（1）納付金及び標準保険料(税)率の算定方法

方針どおり、統一に係る課題等の整理やその解決に向けた検討を行ってきたが、具体的な目標年度の設定には至らなかった。

（2）保険料（税）徴収の適正な実施

各市町村で様々な取組を実施しており、収納率は上昇傾向となっている。今後も、口座振替の勧奨等の効果的な取組を、継続して実施する必要がある。

（3）保険給付の適正な実施

取組はおおむね妥当であった。引き続き、市町村、国保連と連携しての担当者研修会等により情報共有を行うとともに、県の医療給付専門指導員による点検や実地指導を通じて、点検スキルの向上を目指していく。

（4）医療費適正化の取組

取組により、特定健診実施率や後発医薬品使用割合が向上している。引き続き、関係機関と連携して、特定健診の受診勧奨や、様々な媒体を使った普及啓発、周知広報等を行うとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業等の取組を推進し、医療費適正化に努める。

（5）事務の広域的及び効率的な運営の推進

事務の共同化により、業務を効率化、コストの軽減が図られており、引き続き市町村のニーズを的確に把握し、新たな取組を検討する。

（6）保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

県と市町村、関係機関で連携して取組を実施できているが、地域によって取組に差があることから、より多くの地域で取り組むことができるような体制整備と支援が必要である。